

令和5年度ガス小売事業者（特定ガス発生設備）の立入検査実施結果について

関東東北産業保安監督部東北支部 保安課

1. 立入検査の実施について

当支部では、ガス小売事業者（特定ガス発生設備）における法令の遵守状況及び自主保安体制の確立状況等を確認するため、毎年度、ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査を実施しています。

立入検査対象事業者の選定は、次により行っています。

- (1) 前回検査から5年以上検査を実施していない事業者
- (2) 検査未実施地点群が多数の事業者
- (3) その他、保安上必要と認められる事業者

2. 立入検査の内容について

立入検査では、主に以下の項目について確認しています。

- (1) 技術基準の適合状況
- (2) 保安規程の遵守状況
- (3) 保安業務規程の遵守状況
- (4) ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況
- (5) 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況
- (6) その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況

3. 立入検査の結果について

令和5年度は、特定製造所の維持管理状況、他工事の把握及び対応状況、経年管対策の実施状況、保安教育の実施状況、消費機器の周知及び調査の実施状況、災害時の通報・対応体制の整備状況を重点確認項目とし、28事業者に対して立入検査を実施しました。立入検査の結果、文書により改善を求めた指導事項は57件（16事業者）ありましたが、これらについては、後日提出された改善報告書により改善状況を確認しています。文書により改善を求めた指導事項は次のとおりです。

4. 令和5年度ガス小売事業者（特定ガス発生設備）に対する改善指導事項

① 技術基準の適合状況：6件

- 灯外内管（被覆鋼管埋設部等）の漏えい検査が一部実施されていない：4件
- 導管の漏えい検査の頻度が4年を超過：1件
- 導管の漏えい検査の方法が不適切（ポーリング間隔が5m超）：1件

② 保安規程の遵守状況：19件

- 平成29年の法改正を踏まえた保安規程の改定がされていない：3件
- 保安管理組織図が、社内組織と相違：1件
- ガスメーターの遠隔遮断に係るサイバーセキュリティの確保に関する事項が規定されていない：1件
- 保安規程に定める保安に関する教育及び訓練が、適切に計画・実施されていない：5件
- 保安規程に定める導管工事施工要領が策定されていない：3件
- ガス工作物に対する巡視・点検・検査の頻度・記録が不適切：5件
- 保安規程の条項が抜け落ち：1件

③ 保安業務規程の遵守状況：18件

- 保安管理組織図が、社内組織と相違：1件
- 保安業務規程に定める保安に関する教育及び訓練が、適切に計画・実施されていない：4件
- 保安業務規程に定める周知要領が策定されていない：4件
- 一般周知における周知内容が不足：2件
- 個別周知（不燃防付き屋内ガス瞬間湯沸器）の未実施：1件
- 消費機器調査（開栓時・定期）の記録が一部欠落：4件
- 消費機器調査の頻度が一部4年を超過：1件
- 保安業務規程の別表の一部が抜け落ち：1件

④ ガス主任技術者の選任状況並びにガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安監督の職務状況：2件

- 保安管理者による点検・検査記録等の確認がされていない：2件

⑤ 使用前自主検査及び定期自主検査の実施状況：8件

- 定期自主検査が実施されていない：7件
- 定期自主検査の頻度が25月超：1件

⑥ その他ガス事業法の保安に関する規定の遵守状況：4件

- 工事計画書の誤記載：1件
- 工作車に適切な装備（臭気棒・消火器・防爆用夜間照明灯・呼吸用保護マスク）がされていない：3件